

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
売店等運営業務委託
企画提案競技 実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、秋田県立リハビリテーション・精神医療センター（以下「当センター」という）の売店等運営業務について広く企画提案を募集し、総合的な審査により委託業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の名称及び概要

(1) 名称

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター売店等運営業務委託

(2) 内容

当センターの売店等運営業務を行う。

詳細は、別紙の提案依頼書・仕様書による。

3. 選定委員会

企画提案競技の実施に当たっては、設置要綱に基づき設置した選定委員会において、契約候補者を選定する。

4. 仕様書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

公告の日から令和6年2月20日（火）午後5時まで

(2) 交付場所

事務局において交付する。

5. 参加資格要件

(1) 秋田県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。

(3) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(4) 当該契約に係る入札説明書の交付を受け、競争入札参加資格確認申請をしていること。

(5) 秋田県内に、主たる営業所を有すること。

(6) 過去5年以内に、以下すべてを満たす業務実績があること。

① 病院において、売店・食堂・理容室（美容室等）を同時に運営していること。

※ その病院は、300床以上（休床除く）であること。

※ その病院は、精神科の病床を100床以上（休床除く）持つこと。

※ その病院は、理学療法士・作業療法士が在籍し、入院患者のリハビリテーションを実施していること。

② ①の業務を3年以上継続している。

※ 契約が分割していても、期間が連続3年以上であれば良い。期間には現在進行中の契約を含んで構わないが、申請書提出日時点までとする。

※ 現在進行中の契約のみの場合は、契約期間が3年以上であり、申請書提出日時点で2年6か月以上経過していることとする。

6. 提出書類

(1) 次の書類等を提出すること。

- ① 表紙
- ② 参加資格確認申請書（別紙様式第1号）
- ③ 会社概要等整理表（別紙様式第2号）
- ④ 業務実績書（別紙様式第3号）
- ⑤ 見積書
- ⑥ 企画提案書（様式第4号）

(2) 表紙の書式は自由とするが、会社名等が明確にわかるようにすること。以下同様とする。

(3) 企画提案書は、様式第4号添付資料に従い作成すること。なお、表紙・裏表紙を除き15頁以内とすることが望ましい。

(4) 5部（正本1部・副本4部）を（1）の順に綴じて提出すること。なお、参加資格確認申請書と見積書は、正本にのみ添付すること。

(5) 提出期限等は次のとおりとする。なお、提出期限後における追加及び変更は認めない。

- ① 期限 令和6年2月26日（月）午後5時必着
- ② 場所 事務局
- ③ 提出方法 郵送又は持参

7. 質疑照会

(1) 提出方法

本企画提案及び仕様書等に対し質問がある場合には、質問票（別紙様式第5号）に記載の上、事務局まで送付すること。

- ① 電子メールのみとし、電話・FAXでの照会には応じない。
- ② 質問票は、質問1件につき1枚とする。これを守らない質問票は受け付けないので、注意すること。

(2) 受付期間

令和6年2月21日（水）午前12時まで

(3) 質疑の共有

提出された質問については、回答を整理して、すべての連絡担当者宛に電子メールで報告する（2月22日（木）17時までの予定）。

8. 契約候補者の選定

(1) 選定方法

選定委員会において、企画提案内容を以下に基づいて審査し、最も優れていると認められた者を契約候補者として選定する。

- ① 書面審査
- ② ヒアリング

なお、選定された者が辞退するか、5の要件を満たさなくなった場合は、次点の者を契約候補者とすることができる。

また、参加者が1者であっても、審査を実施して業務遂行能力の有無を判断する。

(2) 審査事項

契約候補者を選定する際に審査する事項は別表1のとおりとし、配点は別表2のとおりとする。5段階評価の評価基準は、別表3によるものとする。評価は、別に定める審査表により行うものとする。

(3) 選定の時期

ヒアリングの日程は、参加資格審査の決定通知と合わせて連絡する。最終的な契約候補者の選定は、令和6年2月28日頃を目途として行う。

(4) 選定の結果の通知

選定の結果については、電子メール及び書面により速やかに通知する。

9. 事務局

本企画提案競技に関する事務局は、以下に置く。

名称秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
事務部総務管理課

住所〒019-2492
大仙市協和上淀川字五百刈田352

電話018-892-3751 (内線5645)

FAX018-892-3757

電子メールshoji-hayato@akita-hos.or.jp

10. その他

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 企画提案書等の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、契約候補者の選定以外の目的には参加者に無断で使用しないが、選考を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。
- (4) 提出された書類は、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）に基づく情報公開の対象となる。
- (5) 書類等を郵送する場合は、簡易書留等を使用し、当センターへの到着日時を確認できるようにしておくこと。
- (6) この要領に定めのない事項については、選定委員長が選定委員会に諮って決定する。

※ 秋田県立病院機構契約事務取扱規程 第3条

第1項 理事長は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

第3項 理事長は、秋田県により指名停止の措置がなされている者を、当該指名停止の期間、競争入札に参加させないことができる。

第4項 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者